

様式第1号（第7条関係）

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	景観法の届け出に係る審査		
根拠法令及び条項	景観法 第16条第1項		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第4条第1項に該当する場合を含む。） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第4条第2項第 号に該当）		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない（公表しない場合の根拠：第7条第4項第 号に該当）		
	【内容】 ・景観法 に適合すること ・景観法施行令 に適合すること ・景観法施行規則 に適合すること ・埼玉県景観計画 に適合すること ・埼玉県景観条例 に適合すること ・埼玉県景観規則 に適合すること		
審査基準 設定年月日	平成20年4月1日	審査基準 最終変更年月日	平成20年4月1日
標準処理期間	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。） 期間【14日（届出を受理した日から三十日を経過した後でなければ、当該届出に係る行為に着手してはならない。ただし、埼玉県景観条例第8条第1項の「届出対象行為に係る事前の指導等」を受け、同条第2項の「届出対象に係る事前指導等の終了通知書」において「支障なし」の通知を受けた場合はこの限りでない。）】 <input type="checkbox"/> 無（根拠：第6条において準用する第4条第2項第 号に該当）		
標準処理期間 設定年月日	平成20年4月1日	標準処理期間 最終変更年月日	平成20年4月1日
所管部署	都市整備部 建築指導課 建築指導・空き家対策担当		
備考			

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。